

○宮崎大学医学部附属病院患者サービス委員会規程

平成24年3月28日
制 定

改正 平成25年12月18日 平成26年7月16日
平成27年9月16日 平成31年3月20日
平成31年4月17日

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部附属病院における患者サービスの向上を図るため、宮崎大学医学部附属病院患者サービス委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 患者サービス向上における院内催し物等の企画立案に関すること。
- (2) 投書、病院顧客満足度調査等、患者サービス向上の評価及び改善に関すること。
- (3) 診療業務、窓口業務、患者接遇、環境設備等の患者サービスの推進に関すること。
- (4) 患者サービスに貢献のあった個人及び団体へ感謝状及び記念品の贈呈に関すること。
- (5) 本院のボランティア活動に関すること。
- (6) その他本院の患者サービスの改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科の科長のうちから2人
- (2) 検査部及び放射線部の教員又は技師のうちから各1人
- (3) 救命救急センターの教員のうちから1人
- (4) 薬剤部薬剤師のうちから1人
- (5) 看護部長
- (6) 病棟看護師長のうちから2人
- (7) 患者支援センター看護師長
- (8) 外来看護師長
- (9) 管理課長
- (10) 医療支援課長
- (11) 施設環境部施設整備課長
- (12) 栄養管理室長
- (13) その他委員長が必要と認める者

2 前項第1号から第4号及び第6号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号及び第5号の委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(ボランティア活動の実施)

第8条 本院におけるボランティア活動員の活動の実施については、別に定める。

(感謝状等の贈呈)

第9条 感謝状等の贈呈については、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部附属病院さわやか行政サービス委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月16日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部附属病院ボランティア運営協議会要項(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第6号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。